

公益財団法人 全日本空手道連盟

謝金支給基準に係る規程

(総則)

第1条 本規程は公益財団法人全日本空手道連盟(以下、「連盟」という。)における謝金の支給について定めるものである。

2. JOC 専任コーチ等(専任コーチングディレクター、専任メディカルスタッフ、専任情報・科学スタッフ)として本連盟より(公財)日本オリンピック委員会に推薦されている者、また本連盟と業務委託契約を結んでいる者には、すべての本連盟主催事業の労務・協力等に対する謝金を支払うことはできない。

(講習会・大会等における謝金)

第2条 連盟主催の講習会、大会、審査会等における講師等に対する謝金は、次の各号に日数を乗じて得た以内の額とする。

- | | |
|--|---------|
| (1) 本連盟が定める1級資格審査員及びその経験者 | 20,000円 |
| (2) 本連盟が定める2級及び3級資格審査員及びその経験者 | 12,000円 |
| (3) 基本・形特別指導講習会の講師 | 30,000円 |
| (4) 六段位・七段位・八段位審査会並びに全国組手審判員審査会及び全国組手審判員審査会における立会人 | 20,000円 |
| (5) その他前号に準ずる者 | 10,000円 |

2. 連盟主催の講習会、大会等における医師等に対する謝金は、次の各号に日数を乗じて得た以内の額とする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 医師、歯科医師 | 30,000円 |
| (2) 看護師等 | 15,000円 |
| (3) NRep(※1) | 30,000円 |

3. 連盟主催の講習会、大会等におけるアナウンサー、筆耕等に対する謝金は、次の各号に日数を乗じて得た以内の額とする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) アナウンサー等 | 50,000円 |
| (2) 筆耕等 | 10,000円 |

4. 連盟主催の講習会・大会等における実行委員、運営係員等のボランティア活動に対する謝金は、次の各号に日数を乗じて得た以内の額とする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 実行委員、運営係員、補助員等 | 5,000円 |
| (2) 全国審判員講習会等における選手 | 5,000円 |
| (3) 国内開催の国際大会における運営係員 | 6,000円 |

5. 連盟が主催するまたは選手団の派遣を行う国内外における事業の強化委員等の

選手指導等に対する謝金は、次の各号に日数を乗じて得た以内の額とする。ただし、選手指導を伴わない移動日にはこれを支給しない。

- (1) 強化委員長、全日本監督 12,000 円
- (2) 強化委員等(コーチなど) 10,000 円
- (3) トレーナーなど 10,000 円

6. 日本スポーツ協会主催の講習会など、主催者から常勤役員に対して講師謝金が支払われない場合の講師等の謝金は、次の各号に日数を乗じて得た以内の額とする。

- (1) 会長・副会長 20,000 円
- (2) 専務理事 12,000 円
- (3) 理事・その他 10,000 円

7. 前項までの規定に定めのないものは、事前に常任理事会に諮り協議した上で支給額の算定を行うものとする。

第3条 本規程記載の謝金は全て税引手取額とする。

(改定)

第4条 この規程は、理事会の決議に基づき、改定することができる。

附 則

- 1. この規程は平成24年4月1日より施行する。
- 2. この規程は平成24年12月7日に改定し、平成24年4月1日より施行する。
- 3. この規程は平成28年5月14日に改定し、平成28年4月1日より施行する。
- 4. この規程は平成29年5月13日より施行する。
- 5. この規程は平成29年6月3日より施行する。
- 6. この規程は平成30年5月19日より施行する。
- 7. この規程は平成30年12月7日より施行する。
- 8. この規程は令和元年5月18日より施行する。
- 9. この規程は令和5年12月8日より施行する。

※1：ドーピング検査時における、本連盟の代表者のことをいう。